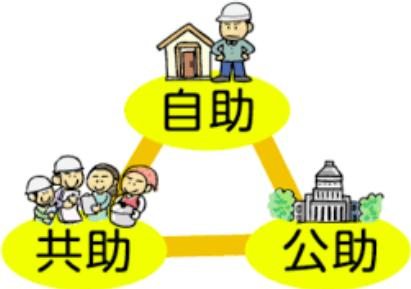


コロナ禍の避難所運営訓練資料

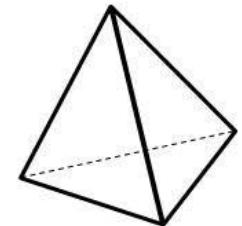
(内閣府地震・津波防災訓練モデル事業)

令和4年10月18日 港南自主防災



防災の正四面体

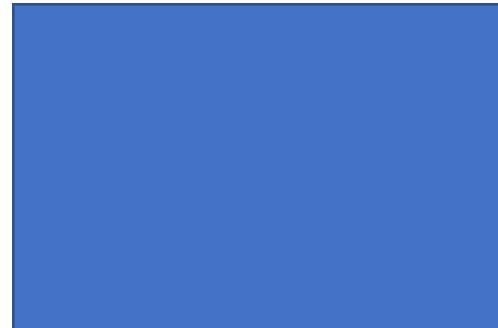
自助



(減災対策、家族情報、持ち出し品)

(新たな)共助

企業、ボランティア⇒協定



近所

(従来からの共助)

近所、自主防災会、福祉など

公助

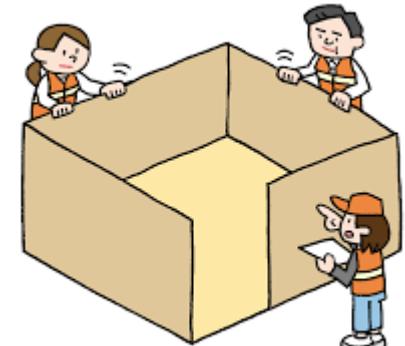
行政(国、自治体、警察、消防、自衛隊など)、学校、病院など

確認すること

- 1 避難所生活の基本は避難者の「自主運営」
- 2 避難所の開設手順(開錠～点検～受け入れ)
- 3 避難所の運営体制
- 4 避難者受け入れの流れ



→感染症対応をする



本日の到達目標

- 各活動班の役割を知る
- コロナ禍における受け入れ手順及び運営を知る ↓

コロナ禍の避難所運営のイメージをつかむ

本日の内容

- ①コロナ禍の避難所運営の考え方
- ②避難所運営の組織
- ③各班の活動
- ④実技(資機材取扱い、受付要領等)



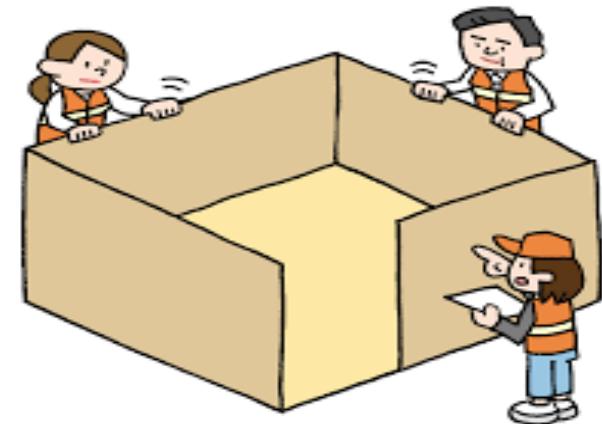
各活動班

総務班	名簿班	情報広報班
食料物資班	救護班	衛生班



総務班の活動

- ①避難所の区画整理
- ②段ボールベッド等の組立(各班と協力)
- ③避難所ルールの周知、防火防犯対策
- ④ボランティア対応
- ⑤その他調整



名簿班の活動

1 避難所の入所・退所の管理(受付)

2 避難者数の把握(避難者名簿の作成)

受付のポイント



①検温・受付スペース → 屋外又は玄関入口(天候等も考慮しながら)

②受付までの動線管理、各種案内の明示

③発熱症状等がある場合は、体調不良者専用スペースへ誘導

④アルコール消毒薬、マスク等の準備



マスク



アルコール消毒液



体温計

避難者数の把握

①安否の確認

②食料・物資の必要数の把握

③避難者に必要な支援等の把握
初期の混雑が収まって
たら、→避難者名簿の作成へ着手

情報広報班の活動

- 1 情報の受信・発信
- 2 避難者への広報
- 3 掲示作業



4 その他(安否確認窓口、郵便物)

広報

「手段」→掲示板・肉声・可搬型拡声設備(メガホン等)・放送設備

目的と対象者(範囲)に応じて

掲示物(例)



避難所全体のルール（例）

この避難所の共通のルールは次の通りです。
避難する方は、守るよう心がけてください。

避難所運営委員会

- * この避難所は、地域の防災拠点です。
- * 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- * 避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- * 避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
 - ・ 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
 - ・ 犬・猫など動物類は決められた場所で飼育していただくようお願いします。
- * 居住スペースは土足禁止とし、脱いた靴は各自で保管します。
- * 職員室・保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部屋には、避難できません。被害があって危険な部屋も同様に避難できません。
 - ・ 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従ってください。
 - ・ 衛生の面から、定期的に生活スペースを移動しますので、ご協力ください。
- * 食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから配付します。
 - ・ 不足する場合は、子供・妊産婦・高齢者・障がいの方々などに優先して配付します。
 - ・ 食料・物資は、個人ではなく、居住組を決めて居住組ごとに配付します。
 - ・ 在宅被災者については、原則として避難所に受け取りにきてください。
 - ・ 粉ミルク・お粥・紙おむつなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。
- * 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。

食中毒予防 のために!

～避難所で過ごされる方へ～

気温・湿度が高いと、

- ⚠ ✓ 食べ物が腐りやすくなります！
- ✓ 食中毒が起きやすくなります！



抵抗力が弱い方は重症化することもあるので、
しっかり防ぐことが大切です！

食中毒を起こさないために

- 避難所では、出された食事はすぐに食べましょう。
※時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。
- 調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。
水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュなどを活用しましょう。
- 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わないようにしましょう。

⚠ 体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！

厚生労働省

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。

※マスクが常時着用できない乳幼児など
もいますので、配慮をお願いします。



- 避難所内は感染予防のため、土足禁止です。室内履きに履き替えましょう。

- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。

- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗い、消毒液で消毒をしましょう。

- 関係者以外は、専用区域には立ち入らないでください。



感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

できていますか？衛生的な手洗い



*アルコールは、ノロウイルス心配化にはあまり効果がないといわれています。

©公益社団法人日本食品衛生協会

(公社) 日本食品衛生協会 平成 26 年度食品衛生指導具巡回指導資料より

食料物資班の活動

1 食料・物資の調達、管理、配布 2 調理設備等の確認

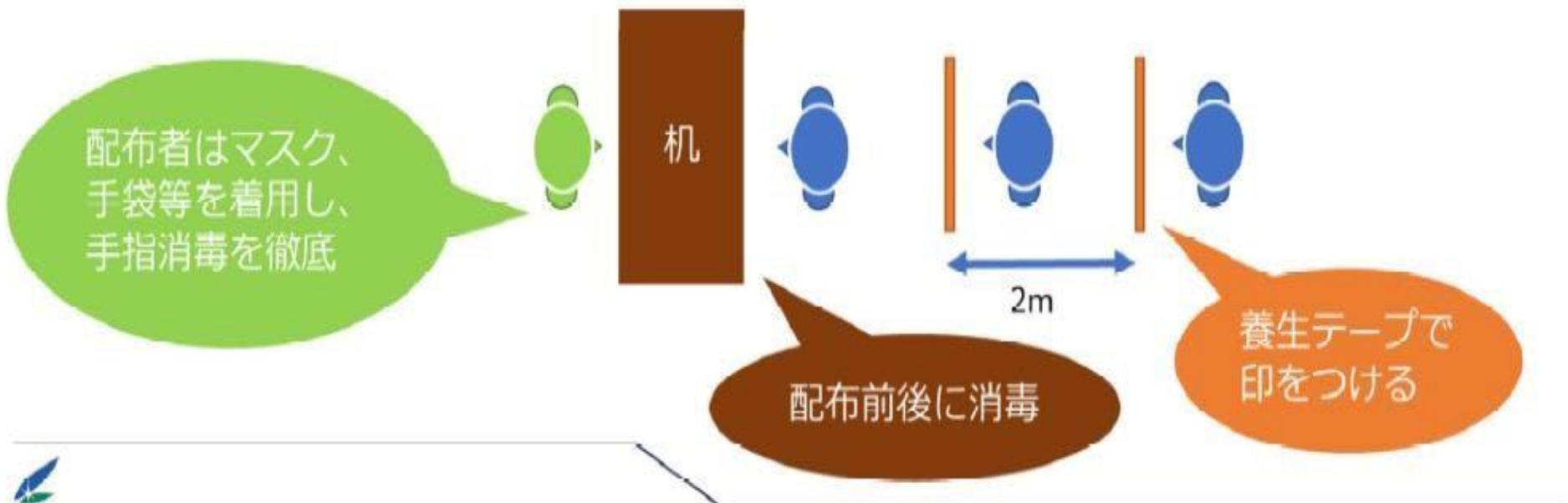
物資配布について

手渡し→置き配



〈主な対応〉

- 避難者に並んでもらう場合、密にならない工夫をする。
 - 2メートル間隔で並べるように養生テープで印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。
- 配布前後に机の消毒を徹底する。
- 配布者はマスク、手袋等を着用し、手指消毒を徹底する。
- 女性用品について、配布場所を設けることや女性による配布を行うことなど、女性と男性のニーズの違い等に十分配慮する。



食料・物資配布のポイント

- ①原則、避難者に平等に配布
- ②食料・物資が不足している時は、子供、妊産婦、高齢者、障がい者等に優先的に配布
- ③配布方法の工夫による**混雑の防止**
(配布場所の複数設置、配布タイミングの分散等)
- ④備蓄で足りない場合は**「物資配送依頼票」**により、市災害対策本部へ要請

救護班の活動

①体調不良者専用スペースの設営

②応急手当、救急要請

③要配慮者への対応

④その他
(受付対応への協力等)

ターポリン救助用担架

(株式会社テラモト 型番：OT-150-901-5)

防水性で強度や耐久性のあるターポリン生地の担架で、段差や狭い場所でも搬送できます。



衛生班の活動

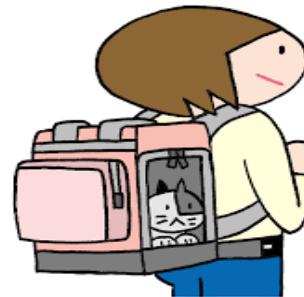


①トイレの確保及び使用ルールの周知徹底

②ペット同行避難者への対応

③水の確保 ④衛生管理

トイレ運用のポイント



①施設トイレの使用可否を早期に確認し、必要に応じてトイレ用水の確保、簡易トイレの活用

②トイレ使用ルール(方法)の作成と周知

③トイレ清掃の分担(当番制)

ペット同行避難者への対応

①「避難所ペット登録台帳」への記載

②原則、屋外スペースで飼育

③飼育は責任をもって飼い主が行う

④ペット飼育ルールの順守

衛生管理

①ゴミ集積場所の管理

②消毒薬等の衛生用品の配置・補充

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください!!

避難所をご利用の皆様へ

① マスクを着用しましょう

咳やくしゃみは人に向けない。



② 手をよく洗い、手指の消毒をしましょう

消毒液は出入口に準備しています。必要以上の使用はご遠慮ください。

③ 窓・扉を開け、十分に換気を行います

気温に問わらず行います。暑さ寒さ対策等は各人でお願いします。

④ 各ご家庭ごと最低2m以上は離れましょう

隣りで、間仕切りなどを活用しましょう。

⑤ 並ぶ時は、お互いに2m以上の間隔をといましょう

⑥ 熱っぽい、咳が止まらない方は申し出てください

係員が家族単位で別室にご案内し、診察などについても調整します。

⑦ 体操を行うなど健康管理に留意してください



安全安心な避難所の運営に
ご協力をお願いします

酒田市指定避難所

③共用部分の清掃・消毒

④定期的な換気

⑤衛生環境の点検

⑥感染症予防の啓発(ポスターの掲示等)

ゴミ分別集積、処分

- ① 集積場所は匂いに配慮、直射日光を避ける。
- ② ゴミに直接触れない
- ③ ごみ処理の際は感染防護服を着用する
- ④ 専用スペースから出るゴミと分ける。(明示等)

〈主な対応〉

- 普通廃棄物とウイルスが付着している可能性が高い廃棄物は分ける
- ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物の取扱いに配慮（注意事項の明示等）



新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることの
ないよう、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



消毒

手すり、ドアノブ、スイッチ、蛇口などの消毒に有効

＜主な対応＞

- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）
2方向の窓を同時に開けて行うようとする。
- ドアノブ・手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒
- 避難所の掃除（共用スペース、居住スペース、トイレ等）



＜留意点＞

- 避難所の掃除は、避難者が交代制で定期的に掃除する。
- 占有スペースは、避難者各自が1日1回定時に掃除する生活ルールを定める。

※液を作る際は手袋を着用し、換気を実施する。また、目や肌への付着に注意する